

外部機関との調整

大区分	中区分	調整先	調整内容	重要度（※）
場所の調整	海域	漁協 （利用海域周辺の漁業権を持つ者）	・海域の利用により漁業に影響が出る可能性がある他、事故等にもつながりかねないため、事前に海域利用の目的や実施事項、期間等について説明し、理解を得ておくことが望ましい ・また、場合によっては、実験期間を禁漁期間中とする等の配慮もなされることが望ましい	推奨
	海域・港湾	海上保安部	特定港や港則法の適用港、海上交通安全法の適用海域で作業・工事を行う際には、作業許可の取得または作業届の提出が必要	必須
	港湾	港湾管理者 （自治体等）	港湾の利用にあたっては、上記港則法に基づく手続きの他、港湾を管理する自治体への手続きが必要	必須
	漁港・漁港区域	地方自治体・漁協等	漁港は原則として漁業者のための施設であるが、一部の漁港では、漁業に影響を及ぼさない範囲で漁船以外の船舶も利用可能な場合もある	必須
	栈橋	栈橋等の所有者 （自治体等）	海域の利用とは別に、自治体が所有する栈橋等を利用する場合には、該当自治体に事前に許可を得る必要がある（利用料が必要な場合もある）	必須
	発電所周辺	洋上風力発電所・波力発電所の管理団体	利用海域周辺に洋上風力発電所や波力発電所等が存在する場合、管理団体が海域を管理している可能性があるため、事前の調整が必要	必須
行為の調整	人の運送	地方運輸局	ASV等を用いて人の運送をする事業を営もうとする場合は、海上運送法に基づく許可等が必要	必須
	生物採捕	各自治体	海洋資源保護の観点から、生物の採捕を行える方法や海域には一定の制限があるため、自治体への申請が必要な場合がある	必須
その他		地元住民	モビリティを活用したサービスを地域に根付かせる観点からは、実証実験の実施や地元住民向けの説明会等を通し、十分に理解を得ることが重要	推奨

※重要度の基準

必須…法令により定められ、利用する場合は必ず調整が必要なもの

推奨…法令の定めはないが、安全かつ円滑な実証や事業の遂行のため、実施を推奨するもの